

## 江別市ゼロカーボン試行工事実施要綱（令和6年2月16日市長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、江別市が行ったゼロカーボンシティ宣言の趣旨に基づき、ゼロカーボンに資する取組を試行として行う工事（以下「ゼロカーボン試行工事」という。）の推進を図ることにより、建設業におけるカーボンニュートラルの意識を醸成することを目的とする。

### （対象工事）

第2条 この要綱の対象となる工事は、原則として江別市が発注する全ての工事（工事成績の評定の対象とならないもの及び災害等による緊急工事を除く。）とする。

2 前項の規定は、対象とならない工事について、請負人によるゼロカーボンに資する取組を妨げるものではない。

### （実施方法）

第3条 ゼロカーボン試行工事は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 告示、指名通知及び見積通知並びに特記仕様書において、別図の記載例により、当該工事がゼロカーボン試行工事の対象である旨、記載するものとする。
- (2) 当該工事の請負人がゼロカーボン試行工事に取り組む場合は、契約締結後、当該工事の工事監督員と事前に協議の上、取組内容及び期待される効果について施工計画書に記載し、工事監督員に提出するものとする。
- (3) 工事監督員は、ゼロカーボンに資する取組内容について施工計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を請負人に通知する。
- (4) 請負人は、施工計画書により提案した内容に取り組むとともに、実施状況を写真により記録する。
- (5) 請負人は、工事完成に先立ち、江別市ゼロカーボン試行工事実施状況報告書（別記様式）に前号の写真を添えて提出するものとする。
- (6) 工事監督員は、江別市ゼロカーボン試行工事実施状況報告書により、施工計画書により提案された内容が適切に実施されていることが確認できたときは、請負工事成績評定採点表の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価（1点）するものとする。
- (7) 前号の規定による確認において、適切な実施が確認できなかった場合であっても、減点を行わないものとする。

### （評価要件）

第4条 前条第6号の規定による加点評価の対象となる取組は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす取組とする。

- (1) 工事現場（工場製作のみの工事にあつては、当該工場。以下同じ。）内で行う取組であること。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する取組であること。
  - ア 工事現場又は工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組
  - イ 二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組
  - ウ 二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
- (3) 江別市が費用を計上していない取組であること。

- (4) 請負工事成績評定において、他の項目と重複して加点評価しない取組であること。
- (5) 工事現場としての実施が確認できる取組であること。
- (6) 工事現場の安全及び目的物の性能、耐久性等に影響しない取組であること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年3月1日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 ゼロカーボン試行工事の発注に係る準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記様式 省略

別図 省略